

## ☆改修工事の内容が変更になる場合の対応について☆

事前申請承認後の工事内容の変更については原則として認められませんが、やむを得ない理由により工事内容を変更する場合は、下記のとおり取り扱うこととします。

	事例	対応	書類等提出
1	下地等の関係で、設置位置を数cm程度移動させる場合	本人の身体的にも影響なければ、そのまま工事を進めて問題なし。	必要なし
2	手すり設置のための壁の下地補強など、当初予定していた付帯工事の必要性がなくなった場合	強度に問題ないか確認し、そのまま工事を進めて問題なし。	事後申請時に「変更届」提出
3	手すりの設置箇所・本数を減らす、手すりの長さを短くすることになった場合	設置箇所・本数を減らしたり、長さを短くすることで、理由書に記載された目的が達成できるのかなどについてケアマネージャーと連絡調整し、問題がなければそのまま工事を進める。	事後申請時に「変更届」提出
4	当初右側に予定した手すりを左側に設置する等、必要な理由が変わる場合	工事は中止とし、ケアマネージャーと調整、理由書等の再作成。	一旦取り下げし、再申請が必要
5	一部の工事を取り止めるなど、事前申請時の見積額が減額になる場合	状況により、そのまま工事を進めてよい場合と、理由書・見積書等の再作成が必要になる場合あり。	書類の再作成・差し替えか、事後申請時に「変更届」提出
6	追加工事が発生する等、事前申請時の見積額が増額になる場合	利用限度額や工事内容等を再審査する必要があるため、一旦工事は延期。ケアマネージャーと調整し、理由書等の再作成。	一旦取り下げし、再申請が必要
7	追加工事が発生したが、同時に一部の工事も取り止めたため、見積額が減額になった場合	見積額は減額になるが、事前申請にはなかった追加工事が発生するため、6と同様の扱いとする。	一旦取り下げし、再申請が必要

**※いずれの場合も、変更が生じた際は必ず介護保険課給付係(098-939-1212)へ連絡して対応を確認してください。**